

林業労働安全の確保に向けたメッセージ

我が国の森林・林業を取り巻く状況を見ますと、戦後造成された人工林を中心に、森林資源が成熟して本格的な利用期を迎えており、その豊富な森林資源を「伐って、使って、植えて、育てる」という形で循環利用しながら、林業・木材産業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立させることが急務となっています。

このためには、長期にわたる持続的な経営を実現させる林業経営体の育成と、現場での作業を担う林業従事者の安定的な確保が不可欠です。また、新規就業者の確保に加え、既に就業されている方の林業への定着を促すためには、所得や福利厚生といった就業条件の一層の改善に加え、全産業の中で最も高い労働災害発生率となっている就労環境を改善することが重要な課題であると考えております。

このような状況を踏まえ、林野庁では、本年2月、有識者会議での議論を踏まえた「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」を策定するとともに、本年6月には森林・林業基本計画を閣議決定し、同計画において、今後10年を目途とし、林業の労働災害の発生率を示す死傷年千人率を半減させることを目指して労働安全対策を強化していくことを明記したところです。

そして、今般、林業の労働安全確保対策を効果的に進める観点から、最近の林業労働災害の発生状況の分析結果を基に、林業経営体及び林業従事者の方々が安全対策を進めるに当たっての留意事項を取りまとめた「林業労働安全対策の強化について」（令和3年11月24日付け3林政経第322号）を発出することとしたところです。

安全な職場環境は、経営者、従事者、その家族、そのほか全ての関係者の方々の日々の幸せに繋がるものであり、かけがえのないものです。また、経営が継続発展するための前提であります。

林野庁としては、不幸な労働災害事故が起きることがないように、その撲滅に向け、厚生労働省等関係機関や林業関係団体、さらには地域の皆様方とも連携を図りつつ、今後も努力していく所存ですので、地方公共団体、林業関係団体、林業経営体等の皆様には、林業労働災害の未然防止に向けた一層の取組について御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

令和3年11月24日

林野庁長官 天羽 隆